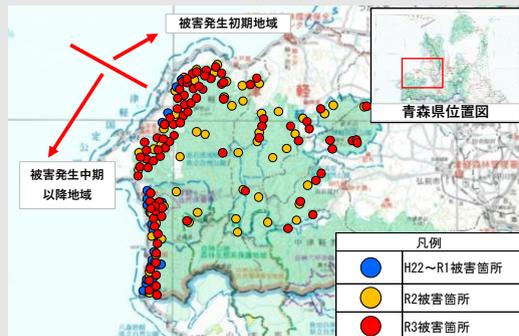


# 事例 18 地域と連携したナラ枯れ被害対策の取組

(東北森林管理局 津軽森林管理署)



津軽森林管理署管内のナラ枯れ被害箇所確認状況

- 青森県西津軽郡(にしつがるぐん) 深浦町(ふかうらまち) 砂子川(すなごがわ)国有林
- おとり丸太への誘引虫数推定作業 (令和3年8月)

津軽森林管理署管内におけるカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は平成22年に初めて確認され、その後拡大傾向にあり、令和2年には急拡大しました。

「青森県ナラ枯れ被害対策基本方針」では、被害発生初期の地域では被害木を全量伐倒により処理し、被害発生中期以降の地域では全量処理を基本としつつ、全量処理が困難な場合にはカシノナガキクイムシの誘引捕殺等の対策を講じることとされています。同署では、青森県と連携して、ナラ枯れ被害の監視、駆除等の対策を実施してきました。

同署管内の深浦町以南では被害発生中期以降の地域となっており、健全木の丸太を集積して、合成フェロモン剤を仕掛け、カシノナガキクイムシを誘引した後、破碎・焼却により殺虫する「おとり丸太法」によるカシノナガキクイムシの誘引捕殺を実施しています。令和3年度には、民有林10か所、国有林12か所でおとり丸太法による誘引捕殺を実施し、民有林と国有林合わせて最大約1万本の枯損防止効果があったと推定されました。

東北森林管理局では、今後、同署に加え、被害が拡大している岩手県の三陸北部森林管理署や秋田県の秋田森林管理署及び湯沢支署にも同手法を展開していきます。